

はーとめーる

第 52 号 (平成 30 年 3 月 31 日発行)

第 18 回犯罪被害者支援京都フォーラムを開催 ～社会全体で被害者を支えるために～

平成 30 年 2 月 3 日 (土)

基調講演

あゆみ 『歩と生きる』

講師：中谷 加代子 氏

中谷加代子氏は、平成 18 年、当時高専 5 年生の長女^{あゆみ}歩さんが学校内の研究室で同級生の少年に殺害され、その後、犯人の少年が自殺した姿で発見された「山口高専生殺害事件」のご遺族です。

中谷氏は、この事件が起きた当時のご家族のことを「ひまわりがいっぱい咲いているような明るく温かで幸せな家庭で、事件や事故なんか関係ないと思って過ごしていました」と話されました。しかし、突然、歩さんが学校の研究室で同じクラスの男子学生に首を絞められて殺されてしまいます。ご遺体を確認した時の衝撃は激しく、さらに一晩中続くマスコミの取材攻勢もありました。葬儀を終えても現実を受け入れられず、後悔と自身を責める日々は、人の顔を見る事が出来ず、買い物にも行けなかったそうです。「なぜ？ どうして殺したのか？」を聞きたいと、逃走した犯人の少年の一刻も早い逮捕を願っていましたが、未成年のため名前なども非公開で公開捜査にも至らないまま、事件発生から 11 日目、自殺した犯人が見つかります。遺書もなく、「本当のことはもうわからない」と力が抜けていったそうです。

そんな中、担当の刑事さんの「被害者にも何か落ち度があることが少なくないが、歩さんには一つも非がなかった」という言葉や、学校が犯行現場になり、被害者も犯人も自校の学生だったことにショックを受けているはずの校長先生から「歩さんを守れなくてすみませんでした」という誠実な言葉を受けます。弁護士さんや周囲の人々からも温かさに包んでもらったと感じたことが救いになったと語られました。

そして事件から 1 年半後、謝罪に訪れた犯人の両親の憔悴しきった姿に、犯人の家族も苦しんでいたのだと感じ、「許さない」と思い続けていた中谷氏の心境に変化が起きます。「なぜこの事件が起きたのか？ 少年に何でも話せる友達が一人でもいたら？ 家族が少年の微妙な変化に気付いていれば？ 少年が、自分の人生

や生きること、相手のこと、周りのことを大切に考えていたら、こんな事件は起こらなかったのでは？ そういう『いのちの教育』がもっとされていたら、歩は生きていたかもしれない」そんな気持ちから矯正施設や学校で自らの想いを話すことを始められました。

そして、被害者になったら心の中はどのようなのか？ についても、「被害直後は真っ暗などん底で、そこから時間とともに浮き沈みが始まる。徐々に回復するわけではなく、理由もなく落ち込んだり、運転中に叫んでしまったりする。命日や犯行時刻に向かうカウントダウンの時期はもちろん、結婚、成人式、振袖、孫といったキーワードにも過敏になる。『しょうがない』『しっかりしないと』『あきらめなさい』『元気になったね』等の言葉は落ち込んでいる時に言われると一層辛い。接し方は、『今まで通り、普通に、自然に』接してほしい」と話してくださいました。

また現在は、山口被害者支援センターの支援員として活動しておられます。そのご自身の体験から、「被害者をサポートする時、その被害者が自分の家族だったら、と想像して、その人がどうしたいのか、何をすればサポートになるか、一緒に考えてほしい。自分の親や子ならと想像して思いやり、一人ひとりを大切にするサポートをお願いします」と話され、「幸せは、いつも自分の心が決めます。皆さんが生きている幸せをいっぱい感じて生きること、事件や事故が 1 件でも少なくなるよう願っています」と締めくくられました。





パネルディスカッション

『犯罪被害者支援のこれまでとこれから』

コーディネーター 川本 哲郎 氏 同志社大学法学部教授、
(公社)京都犯罪被害者支援センター理事

パネリスト 白井 孝一 氏 弁護士(オーシャニック法律事務所)
十倉 良一 氏 京都新聞論説委員
堤 勇一郎 氏 京都府警察本部警務部警務課
犯罪被害者支援室副室長
波多野 健 氏 京都市文化市民局くらし安全推進部
くらし安全推進課長

(※各人の役職名は当時のものです)

平成30年、京都犯罪被害者支援センターが設立20周年を迎えるにあたり、パネルディスカッションでは、「犯罪被害者支援のこれまでとこれから」をテーマに、「中谷氏の事件が20年前に起きていたら」、「現状と中長期的支援」、「今後の課題」の3つの点から、立場の異なる4名のパネリストにご意見をいただきました。なお、パネリストの森田和代氏は体調不良のため欠席となりました。

「基調講演の中谷氏の事件が20年前に起きていたら」

白井氏は「20年」を3つの時期に分けられるとし、①「犯罪被害者等基本法」制定前、②「基本法」制定後に被害者支援制度が全国的に確立されていった時代、③の現在は被害者支援制度や法律を定着させていく時代、と位置付け、それぞれの時期に印象に残ったこととして、①では、日本初の「犯罪被害者の権利宣言」、②では、「犯罪被害者等基本法」の制定、③では、「法テラス」の設立と「被害者参加制度」の導入、を

挙げられ、当時は「被害者参加制度」が正しく扱われず、裁判官や弁護士による二次被害があったことも語られました。

堤氏は、映画「衝動殺人 息子よ」を取上げたテレビ番組に触れ、大谷実当センター代表理事と被害者補償の関係、昭和49年の三菱重工の爆破事件を契機に「犯罪被害給付制度」の制定が進み、昭和55年に成立、翌年施行される経緯を話されました。警察庁では平成8年「被害者対策要綱」を策定し、全国警察に通達。これに基づき京都府警も同年、2名の犯罪被害者対策係を置くとともに、捜査一課に「レディース110番」、鉄道警察隊に「レディース相談所」を設置。その他「被害者連絡制度」「カウンセリング」「公費負担制度」など警察の犯罪被害者支援の取組みを紹介されました。

波多野氏は、当時、「犯罪被害者支援」という言葉は認知されていても、意識は不十分だったこと、京都市も被害者の経済的・精神的支援の必要性を認識していたが、条例や要綱もなかったことを話されました。その後、「京都市生活安全基本計画」が策定され、「京都犯罪被害者支援センターへの補助金」から具体的な支援を開始、平成17年、犯罪被害者支援計画、平成22年、被害者の実態調査(当センターが受託)、などに取組まれ、平成23年、政令指



定都市では最も早く「京都市犯罪被害者等支援条例」が制定されたが、職員の被害者支援の意識は未熟だったと語られました。

十倉氏は、平成9年の神戸連続児童殺傷事件で報道は大きく変わったと話されました。当時、集団で目撃者、被害者を取囲んで取材する手法（メディア・スクラム）が問題になり、地元の新聞にこれを批判する遺族からの手記が寄せられます。記者は被害者側に立ち、その心情を社会に伝えようと取材していたが、被害者は報道に背を向けたと感じたそうです。業界記者の著書で、容疑者の段階での実名報道に痛烈な批判がなされ、被疑者の人権には配慮されたが、被害者についての議論はなく、配慮不足を社会的に糾弾され、ようやく報道の在り方を考えるようになったとのことでした。

コーディネーターから、欠席した森田氏のメモを基に、「20年前は電話相談開始当初で、全ボランティアが研修と電話相談を並行して行っていた。相談件数は多く、その訴えに心を打たれ、傾聴以外は何もできず心に重いものを感じていた。当時、中谷氏から相談があっても、ただ傾聴し、受け止めるしかできなかったのではないと思う。しかし、その思いは全国の支援団体にも広く共通認識され、定着し、直接的支援に向けて動きだし、当センターもイギリスの『ビクティム・サポート』研修プログラムなど、その実現の歩みを進めることになった。20年間で相談員も経験を蓄積し、被害者の多様な要望にお応えする姿勢はできてきたと思っています」との発言要旨が紹介されました。

「現状と中長期的支援について」

白井氏は、(過去の)「刑事手続＝被疑者、被告人の人権。被害者＝損害賠償」という状況から、現在は「被害者が法廷に立つのは当然」になったとされ、その変遷を述べられました。ご自身も、犯罪被害者との接し方に戸惑い、犯罪被害者の心の傷とは？被害者とはどういう存在か？何に注意して接するか？を水戸の援助センターで学び、それを基に弁護士としての手法を根本的に変えたそうです。被害者を知り、「被害者は刑事手続で、こんな状況におかれているのか」と気付き、「法律を改正するしかない」と痛感、法律改正に組んだ結果、「犯罪被害者等基本法」が成立したと語られました。

堤氏も、捜査をしていた頃は、弁護士は加害者側につくという認識だったと話されました。現在、警察では、犯罪被害者に対応する際、それぞれのニーズに応じた細かい配慮をしていること、その重要性を、精神

的ショック、体の不調、経済的困窮、時間的負担など事例を挙げて説明されました。同様に刑事手続の概要や、被害者が利用できる制度、パンフレットなどでの情報提供、窓口の設置、カウンセリング制度や、公費負担、相談室・相談要員等の基盤整備、他団体・他機関、市町村との連携による協力体制の構築など、多方面にわたる警察の被害者支援体制を紹介されました。

波多野氏は、自治体行政は「犯罪被害者等支援条例」の基本理念に基づき支援を行っており、「犯罪被害者、家族を含めての相談体制を整えること」が重要だと語られました。事件があり裁判が終わっても、その後の遺族や家族の生活があり、長期間の被害者支援が続く。その中で福祉医療系サービス、住居、雇用等の支援が必要であることを述べ、自治体行政の支援はそのサポートであるとし、支援センターと協力しつつ、ワンストップで相談・連絡・調整を行い、関係機関とも連携し、ニーズに応じた中長期的に途切れない支援体制を提供したいとの考えを示されました。

十倉氏は、光市の母子殺害事件遺族が「被疑者の人権に比べて被害者の権利が守られていない」と訴えたことに触れ、「被害者の権利宣言」が報道の在り方を変えたとされました。メディアの中で起きた議論から取材の指針作成へとつながり、京都新聞は平成15年「報道の基準集」に「被害者」の項目を設け、被害者家族の匿名要望に応じられることについて述べられました。京都の被害者や遺族から報道への意見を聞き、「匿名、実名の問題ではなく、被害者の心情を汲んでくれるのか、マスコミの姿勢が問題」という言葉に、「被害者家族からの信頼が何より大切」と感じられたそうです。

森田氏の意見として「京都犯罪被害者支援センターは早期援助団体の指定を受けており、被害者の様々な負担やその前後に受けるストレスに、付添い受け止めることは不安を和らげる助けになると思う。可能な限り、早期から支援することも大切。また、刑事手続が終了後、具体的な判決が確定した時から、遺族の終わりのない苦難が始まるという現実に接している当センターの支援も、そこから再度、始まるものだと考えている。日常をもう一度つくり直す歩みと、それを支える心、支援し続けることが私たちにできることだと思います」との内容がコーディネーターから紹介されました。

「今後の課題」

白井氏は、支援に関する法律ができたことで、支援がその法律の制度の範囲内に限定されてしまうことに



懸念を示されました。民間の支援センターは、ボランティアが自由で創意性のある活動ができるよう心がけ、被害者はそれぞれ違うということを念頭に、丁寧に、その需要にあった被害者にとってありがたい支援を今後も続けてほしいと締めくくられました。

堤氏は、今後の課題として、被害が潜在化しやすい犯罪、兄弟姉妹が被害にあった子どもへの支援を挙げられ、京都府警が関係機関と連携して進めている「京都ホンデリング」について、成果の報告と、不要になった本を家から持って来る過程で支援のことを考えるプロセスが大事であること、犯罪被害者を社会全体で支える取組みを今後も一層強めたいと考えていることを語られました。

波多野氏は、犯罪被害者支援、犯罪被害者がおかれている状況を市民、区民にどう伝えていくかが課題とされました。誹謗中傷もある中で、被害者の近隣・地域住民が心の支えになるためにも、正確な知識、啓蒙を分かち合う必要がある。地域コミュニティの活性化が重要になるため、効果的な情報発信、啓蒙のやり方を京都市として考えていきたいと結ばれました。

十倉氏は、被害者支援制度は進んだが、実際に機能しているか被害者の視点で検証し、不備があれば報道して社会の議論のテーブルに乗せるというマスコミの役割について、賠償支払いがされていない事例や犯罪被害者等基本法の内容と異なる対応など、報道することで被害者を支援することが可能であるとされ、あく

まで被害者の声に耳を傾ける、それが報道にできることだと述べられました。

その後、コーディネーターから、森田氏の「体制としては社会全体で支える形が整ったが、これからが新たな出発点だと思う。京都犯罪被害者支援センターは民間団体として、団体や個人からの支援により運営しており、相談・広報の活動の多くを市民ボランティアが担っている。生き生きと活動し、日々研修を積みながら、息の長い支援に励むボランティアの姿が“社会全体で被害者を支える”シンボルとして認識されることを願っています」とのコメントが紹介されました。

最後にコーディネーターが、被害者支援がこの20年で発展してきたことは事実だが、専門の刑事法の分野でも被害者支援、被害者学は大きな地位を占めていないこと、弁護士の世界でも刑事弁護が主役で、被害者の人権を擁護する弁護士はまだ少ないこと、警察でも被害者の支援が中心的な役割ではないこと、しかしその重要性がようやく認識されこまできたが、まだまだ未完であり、理想には遠いことを述べ、今後も各方面の協力をお願いし、パネルディスカッションを終了しました。

パネルディスカッション終了後、矢木秀行氏のクロマチックハーモニカの演奏により、会場全体が柔らかく奥深い音色に包まれた暖かな雰囲気の中、フォーラムは無事閉会しました。

設立 20 周年記念式典のご案内

平成 30 年 5 月、当センターが設立 20 周年をむかえるにあたり、下記のとおり記念式典を挙行之いたします。記念式典では、当センター設立以来 20 年間継続してご支援いただいた法人会員・団体会員への感謝状の贈呈と、記念講演会を開催します。

ぜひご臨席くださいますようご案内いたします。

日 時：平成 30 年 5 月 27 日（日）14：00～（13：30 開場）

場 所：同志社大学 寒梅館ハーディホール

記念講演会

講師：田村正博氏（京都産業大学教授、元警察大学校長、弁護士）

「犯罪被害者支援の歴史と展望」

講師：入江 杏氏（世田谷一家殺人事件ご遺族、上智大学非常勤講師）

「悲しみを生きる力に」

(平成 29 年 12 月 9 日) 精華町公開講座～社会全体で被害者を支えるために～
(平成 30 年 2 月 22 日) 八幡市職員研修

精華町公開講座では、犯罪被害者遺族であり、京都府犯罪被害者支援コーディネーター、社会福祉士の岩城順子氏から「犯罪被害に遭うということ」をテーマに、被害者と京都府サポートチームのコーディネーターの両面の立場からお話いただきました。

平成 8 年、岩城氏に警察から「息子さんが殴られ、意識不明だが生きている」という連絡が入りました。宮崎で大学生活を送っている息子さんが、全く面識のない相手からの一方的な暴力を受けたのです。当時、岩城氏は養護学校で講師として勤務、ご主人は単身赴任、娘さんは大学の入学式を目前に控えている状況でしたが、突然の事態に被害を受けたご本人はもちろん、家族の生活も一変します。看病のために、岩城氏とご主人は交代で、金曜日の最終の飛行機で宮崎に行き、日曜の最終便で帰って仕事に行くという生活になり、周囲の理不尽な対応や好奇心目に、心身の疲弊はピークに達しますが、その頃は「犯罪被害者」の社会認識も薄く、行政の支援も整っておらず、「わからないことをどこに聞けば良いかもわからない」状態で、現実で起こったことに、また次々とやってくる問題に必死で対処するしかなかったそうです。献身的な看病は実らず、事件から 3 年後、息子さんは 23 歳の誕生日を目前に亡くられますが、岩城氏のご自身の経験から、

周囲の何気ない言葉による二次被害の多さ、二次被害が家族全体にも及ぶことを語られました。しかし、元気を取り戻せたのも周りの方の支えだったそうです。「人間関係で傷ついた心は人間関係でしか取り戻せない」のも事実だと。



また、岩城氏には、平成 30 年 2 月 22 日の「八幡市職員研修会」でも講師をしていただきました。当時、「困っている、助けてほしい」と相談に行った福祉の窓口では、「制度がない」という言葉が壁になったこと、それでも何度も窓口に行く必要があり、大きな負担になったこと、そんな中、じっくり話を聞いてくれる方がおられ、大変な状況を理解し、心配してくれる気持ち伝わってきたそうです。「何もできないけれど」と言いながらも、「何とかできないか」と動いてくれる姿勢は、次につながる安心感となり、何ものにも代えがたいものであったことを話され、行政の担当者には、今まで様々な市民の困り事の相談に乗ってきた経験を、被害者にも向けてほしいと伝えられました。



(平成 30 年 1 月 19 日) 京田辺市公開講座～社会全体で被害者を支えるために～

京都府亀岡市で平成 24 年 4 月に起きた、集団登校中の児童らに無免許の少年が運転する車が突っ込み、10 人が死傷した事件は発生から 5 年が経過しました。その事故で娘さんと、娘さんのおなかにいた名前も決まっていた赤ちゃんを失った京都交通事件被害者の会古都の翼代表の中江美則氏に「亀岡集団登校交通事故から 5 年～深まる苦しみ……ひろがる傷口～」と題し、ご講演いただきました。

中江氏は、最初に「この場所に立っていることがあり得ないことで不思議」という言葉で、突然に起きた不幸を表現されました。いつものように登校していた朝、居眠りと無免許運転という暴力が襲いかかり大切な人が奪われる—平凡な普通の父親で、おじいちゃんだったという中江氏は、『たったひとつの命』を想い、被害者、犠牲者の事実を聞いてください」と話されました。事件当日も、いつもと同じように仕事の身支度

をしていた時、事故の連絡が入り中江氏は病院に向かいます。その後起こったこと、中江



氏が体験されたことは「理不尽」としか表現できないことばかりでした。いわれのない誹謗中傷や噂話にさらされ、加害者に対する憤りと行政への不信を抱きながらも、講演や街頭で法律の不備や改正の必要性、遺族の思いを社会に訴えてこられました。しかし、その強い姿勢の反面、事件の風化やご自身の感情に苦しんでおられます。この講演を聴いて、被害が発生した時から歳月を経るごとに大切な人を失った事実は重くなっていくのだと感じました。



研修に参加して

近畿ブロック質の向上研修 上半期

平成 29 年 7 月 29 ～ 30 日、和歌山市の華月殿で開催された全国被害者ネットワーク主催の研修に参加して、直接的支援の実際について、初歩から学べたことは私にとって貴重な体験でした。

被害者支援の目標として、損なわれてしまった心理的・身体的・社会的機能の回復を助け、被害によって生じた問題を解決に向かわせ、社会や人間に対する信頼感・安心感を取り戻すよう支援する事は並大抵では実現できず、気の遠くなるような忍耐力と努力を続けないと

いけないということを、研修を通して肌で感じました。

ロールプレイでは、参加者全員がまるでロールプレイとは感じさせない真に迫った演技をされた熱意と気迫に圧倒され、参加者皆様から被害者支援に関しての情熱をいただいたように思います。

この研修に参加した皆様や、支えてくださった紀の国被害者支援センターの皆様の温かい情熱を心の支えに、これからも熱く被害者支援の活動を続けていきたいと思っています。
(T. S)

近畿ブロック質の向上研修 下半期

質の向上研修下半期は、近畿ブロックの各センターから直接支援員、犯罪被害相談員の 15 名が集まり、平成 30 年 3 月 3 日～4 日、プエルタ大津で行われました。研修内容は、①関係機関との連携のあり方 ②支援に関連する法律制度・民事手続 ③直接的支援の展開 ④事例検討会の進め方 ⑤相談技術・面接相談 ⑥人材育成でした。

犯罪被害者の支援ボランティアを行うにあたり私が心に留めておくことは、犯罪によって受けた直接的な被害、心身の不調や苦痛、周りの理解不足や中傷等の状況を考えておかなければならないことです。

今回の研修で「支援できること、支援できないことなどを伝える」「各機関と連携する」「支援はチームで行う」また、「センターで支援ボランティアを行うことにあたっては、所定の研修を受け、専門家のアドバ

イスを受けながら電話相談、面接相談、付添い等行い、常に社会状況を考えながらの支援が必要だ」ということを学びました。

私の好きな詩です。作者は谷川俊太郎氏です。

ひとの心を傷つけて 喜ぶ心さびしき者に
聞く耳はなかろうから、中傷された君に言う。
はえ
蠅たちの集まりでは、
ちよう
蝶も「キモイ」と陰口をたたかれるだろう。
心ない者たちのうちにも
自分と同じ美しさを探しつつ、
君はひとり、大人になればいい。

大人になることは年齢に関係ないと思えます。私自身を振り返りますと、まだまだ大人になりきれしていないなあと感じます。
(M. T)

フォーラム 2017・秋期全国研修会

平成 29 年 10 月 7 日～8 日、東京タワー横の機械振興会館で、全国被害者支援ネットワークが主催する平成 29 年度秋期全国研修会を受講しました。全体会では「性暴力被害者へのとぎれの無い支援」について、支援がとぎれがちな性被害に対してどう対応していくか、パネルディスカッションでモデルケースの事例を聴きました。分科会では「被害者の精神的ケア」と「被害者遺族へのアプローチ」を選択し、ご遺族の体験もお伺いしながら、ケースごとの対応を学びました。悲嘆

は人によって様々、回復する力はいくまで本人であり、支援者はただ寄り添って見守るだけという当たり前のことをもう一度振り返って考えてみるきっかけとなった研修でした。何より強く感じたのは、被害者支援は全国的な組織だということです。被害者に寄り添う心を持った色々な立場の者がそれぞれ自分の出来ることをしていけば、ひとりの小さな力が組織としてとても大きなものになる。全国研修はそんな前向きなパワーをもらえた、とても有意義なものでした。
(M. Y)



春期全国研修会コーディネーター研修 後期

平成30年2月7日～9日の3日間、東京の機械振興会館において、コーディネーター後期研修に参加させていただきました。内容は広域・緊急支援、NNVS認定コーディネーターの実例と仮想事例の検討、人材育成に至るまで体系的に学ぶことができました。

特に2日目の「人材育成」については、センターの人材育成の現状と基本戦略について深く考える機会を与えていただきました。事前に出されていた課題「人材育成についてのチェックリスト」によって、当センターは実稼働ができる支援員・相談員の人材不足と人材育成という現状が明らかになりました。他センターにおいても同じ課題を抱えていました。各センターそれぞれが今後あるべき育成プラン、具体的な対策など検討した内容を相互に提示し参加者で話し合いました。

た。各センターとも様々な工夫を凝らした研修を開催するなど人材確保・次世代育成に向けて努力をされている現状に、多くの刺激と学びをいただきました。

当センターも人材育成に向けて、一昨年に研修部・広報部と2つの部会を設け、ボランティアはいずれかに所属し活動しています。各部会ともに創意工夫することで、以前に比べ研修への参加者が増加傾向にあります。また、広報・啓発活動も年々その効果が表れています。事務局とボランティアが一丸となって取り組むことが次世代育成に繋がると感じています。

今後もセンターの一員として、新たな目標に向けてボランティア仲間と共に質の向上に努め、被害者に寄り添う支援活動に努めたいと考えています。(S.N)

平成29年度第4回直接的支援実地研修

平成29年7月10日～14日、被害者支援都民センターでの直接的支援実地研修に参加しました。

「みなさ～ん、集まってくださ～い」鷺尾事務局長の呼びかけに、手の離せる者が自然な様子で車座に。促されるままに、私もその中に入りました。何が始まるの？きょんととしていたのも束の間、すぐに事態がのみ込みました。今しがた受けた相談電話の支援について、皆で検討するのです。まず、事務局長から概略が説明され、次に個々の意見を出します。その間15分程度。犯罪被害相談員、直接支援員、臨床心理士、警察官、検察事務官、ボランティア研修中の方、それぞれの立場から意見を述べます。それらを事務局長が取りまとめ、支援の方向性を示します。そこで、数名

の支援者が自ら、「この部分は私が引き受けます」と発言。こうして支援担当者と支援方法が決定されました。足りない部分は、その場にいない支援者に、事務局長から依頼することになります。引き受けた支援者が、「あーあ、また仕事増えちゃった」と言うと、和やかな笑いが起こり激励の言葉がかけられました。この度の研修での1コマを紹介しましたが、これは都民センターの支援の在り方。この研修に参加したことで、改めて京都の支援と人間関係の素晴らしさを実感しました。それは言わずもがな、皆さんご承知のことと思います。他センターとの比較で、自センターを見つめ直すことができた実地研修でした。(N.K)

ボランティア

20期生を迎えて

今年度も昨年と同様に、ボランティアの募集について新聞紙面に取り上げていただくなど、広報活動に力を入れました。今年度は特に、公共放送(NHK)の協力も得られたことから反響も大きく、近畿全域から男性5名、女性10名という多数の応募をいただきました。応募者のうち12名は、すでに1月16日から2月20日までの6日間の事前研修を終えていただいております。この後は更に、1年余りの継続研修により、電話相談担当者の認定を目指していただくことになります。

北部4期生募集・養成へ

昨年度に続き、今年度も北部4期生を募集し、養成のための事前研修を福知山市内で実施しました。舞鶴市、与謝野町から3名の方が参加され、8月21日から9月26日までの6日間12講座を熱心に受講されました。この事前研修を修了した3名に、昨年すでに事前研修を修了していた1名を加えた4名が、来年度の電話相談担当者の認定を目指して継続研修を受講しておられます。

また、北部3期生については、3月に研修を修了され、資格認定後は電話相談の担当が可能になります。ほくぶ相談室も1年1年充実しています。



京都府警察から今年度も大きな援助



平成26年から始まった京都府警察の「職場募金」による寄付を平成29年度も実施していただきました。11月1日からの一か月間は京都府警察において、犯罪被害者支援活動等に関する広報啓発活動の推進期間として位置付けられており日頃にもまして特にこの期間、京都府警察全体で募金に取り組んでいただいています。当センターで小さな手作りの募金箱を作成し、植田参事が警察本部、各警察署に足を運びお願いをして回りました。今年度は、300,039円ものご寄付を頂戴しました。平成30年1月26日当センターの第4回理事会開催の折、京都府警察本部吉崎参事官より寄付目録を贈呈いただき、当センター大谷代表理事より感謝状をお渡ししました。



また、京都府警察本部の交通部が、警察官・職員の方々の体験集を一冊の本にまとめた『ひまわりの思いを胸に～全国に広げ 交通事故根絶の願い～』を今年度発行されました。初版の売上金の一部15万円を京都犯罪被害者支援センターの活動資金のためにとご寄付をいただきました。平成30年2月7日京都府警察本部にて小林交通部長より寄付目録を贈呈いた



き、大谷代表理事が感謝状をお渡ししました。

多額のご寄付をいただきまして誠にありがとうございました。

このほかにも、警察署内でバザーをされた売上金やホンデリングの取組みご協力など、当センターの支援活動充実のためにと、本部をはじめ各警察署から温かい大きなご援助をいただきました。心より感謝申し上げます。

被害者の方々へのお気持ちを当センターに寄せていただき、より良い支援をと託されたことに大きな責任を感じます。しかし同時に、当センターで日頃から相談や支援活動に無償で従事するボランティアにとりまして、「良く頑張っている！」とエールをいただいているようにも感じられ、大きな励みになっています。

頂戴した物心のご援助を活動のエネルギーとして、これからも被害者の方にとってのより良い支援を常にめざし活動してまいります。

(※各人の役職名は当時のものです)





「ひまわりの思いを胸に ～全国に広がれ交通事故根絶の願い」

(京都府警察本部交通部編・東京法令出版)



本書は京都府警の交通警察職員の体験記集です。本書のはしがきによれば、本書発刊の目的のひとつは、一般市民の方に、交通警察職員の「熱い気持ちに触れることで、交通警察業務への御理解を深めるとともに、交通安全意識を高めていただき、ひいては、交通事故のない社会を実現」するということです。本書には、様々な部署から寄せられた43編が収録されており、その内容も、交通指導取締りから、交通事故捜査、交通安全教育、交通規制、交通許認可、事故鑑定と多岐にわたっています。全体を通して見ると、注目されるのは、交通警察職員の中には、①交通違反者が取締りの意義を理解してくれたことや、②交通安全教室の受講者から感謝されたことを糧として職務に精励している方が多いことです。また、被害者についても、支援や遺族調書のことなどを6人の方が取り上げています。交通犯罪被害者の支援を考える際の好個の資料として推薦する次第です。

(公社) 京都犯罪被害者支援センター理事

川本哲郎

手記集「ともしび 第4集」を発刊しました

平成26年度より毎年発刊してまいりました手記集「ともしび」を今年度も発刊しました。被害にあった方やご遺族の方に、被害後に抱える困難や心情などを執筆していただくことで、犯罪被害者についての理解を深めてもらうことを目的としています。

今回発刊した第4集には、ご自身が被害にあわれた方、娘さんを亡くされた方、弟さんを亡くされた方に寄稿いただきました。ご執筆者からは、手記を書くことで自分の気持ちが整理できたという感想もいただきましたが、内容を見ると、被害には、経過した時間など全く関係ないことを再認識します。それにも関わらず、つらい思い出と向き合い、執筆してくださった

方々の思いを受け止めていただけたら幸いです。

ぜひ「ともしび」をお読みください。





♥ ホンデリング ～本でひろがる支援の輪～)))))))



あなたの本の寄付で、犯罪被害に遭われた方々への支援の輪が広がります。
 犯罪被害にあって身体や心を傷つけられたり、大切なものを失ったりして
 苦しんでいる方たちが安心して生活を取り戻せるように、あなたの本をご寄付ください。
 不要になった本が、犯罪被害に遭われた方々への支援活動に役立っています。

平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの取り組み結果は、平成 28 年と比べて約 2.5 倍の 625,253 円となり、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟 48 センターの中で最も多い寄付金額となりました。

これは、京都府警察、京都府が、昨年度以上に犯罪被害者支援を社会全体で取り組む活動と位置づけ、支援者、協力者を増やしていただいたことが大きな要因となっています。行政でも、多くの市町村で取り組んでいただいております。民間では、医療法人社団洛和会グループの本部、病院、学校、保育園等、27 の事業所で「らく輪でリング」のネーミングで取り組んでいただきました。さらに企業、中学校、高等学校、児童館等、また、個人で 61 人の皆様からご支援、お力添えの結果、昨年の 2.5 倍となりました。ご協力いただいた方々に感謝を申し上げますとともに、今後も引き続き大きなご支援をお願いいたします。

ありがとうございました。



【ホンデリング・プロジェクト 協力者】（平成 29 年 1 月 1 日～ 12 月 31 日）

事業所等：84 団体 個人：61 名

♥ 犯罪被害者支援活動を支援する自動販売機設置のお願い)))))))

～清涼飲料の購入で身近にできる社会貢献～

「支援自動販売機」は、被害者支援のため、いつも街角にある「募金箱」と考えています。

「被害者支援」のための募金を、広く一般市民へ呼びかける寄付型自動販売機です。

また、支援自動販売機を設置することにより、一人でも多くの方に私たちの活動を知っていただくこととなり、広報啓発の一環としても役立っています。

支援の輪を広げるため、支援自動販売機の設置者を募っています。ぜひとも、犯罪被害者を支援する活動にご協力をお願いします。

（自動販売機を設置するスペースのみのご提供です。詳細はお問合せください。）

～京都犯罪被害者支援センターの
活動を支える資金～

- 犯罪被害者等への支援
- 広報啓発活動
- 相談員の養成及び研修
- 調査研修活動
- 自助組織への支援

売上金の一部



ご支援をいただいている設置者

大森神社奉賛会、株式会社奥村組、
 株式会社霞月、株式会社サギタリウス企画
 （京都産業大学内）、
 株式会社同志社エンタープライズ、
 樋口鉱泉株式会社、株式会社藤田産業、
 プリヂストーンタイヤ北京都販売株式会社、
 北都開発株式会社、吉忠株式会社、
 吉村建設工業株式会社、
 若林設備工業株式会社（12 社 23 台設置）



温かいご支援ありがとうございます

<平成 29 年 12 月 1 日～平成 30 年 2 月 28 日>

会費及び寄付を頂戴した方々を謹んでご報告申し上げます。なお、記載漏れ等がありましたら、お手数ですが事務局までご一報いただきますようお願いいたします。また、お名前の記載を望まれない方は、お申し出ください。

(順不同・敬称略)

会費納入者

【正 会 員】

18名

【個人賛助会員】

37名

【団体賛助会員】

1団体

寄 付 者

【個 人】

15名

【団 体】

4団体

【自動販売機】

10法人

「全国共通ナビダイヤル」について

公益社団法人全国被害者支援ネットワークが支援活動の基本方針としている「被害者が全国のどこにいても、いつでも（24 時間）求める支援が受けられ、被害者の声に応えることができる活動」の具体策として、平成 30 年 4 月 1 日より犯罪被害者等電話相談「全国共通ナビダイヤル」での電話相談の受付を開始します。

ナビダイヤルに相談の電話がかかった場合、各支援センターの相談業務時間内であれば当該センターの相談電話に自動転送されます。各支

援センターが休日、時間外など被害者からの電話相談に対応できない場合は、全国被害者支援ネットワークが運営する「犯罪被害者等電話サポートセンター」の相談員が対応し、その後、相談者の居住地の支援センターに繋がります。

当センターの場合、「全国共通ナビダイヤル」にかかった相談電話の発信地が京都府内であれば、月曜日～金曜日 13:00～18:00 の当センターの相談時間内は「京都市総合相談窓口（075 - 451 - 7830）」に自動転送されます。

全国共通ナビダイヤル：0570 - 783 - 554

受付時間 7：30～22：00（12／29～1／3 除く）



センター活動報告（平成 29 年 12 月 1 日～平成 30 年 2 月 28 日）

【研 修】

月例研修会（12/2、1/13）
 19 期生期別研修会（12/7、1/12、2/16）
 北部 3 期生期別研修会（12/11、1/13）
 スキルアップ研修（12/12、1/17）
 北部 4 期生期別研修会（12/14、1/15、2/19）
 事前研修会（1/16、1/22、2/1、2/6、2/14、2/20）
 全国被害者支援ネットワーク平成 29 年度春期全国研修会
 （コーディネーター研修後期）（2/7～2/9）

【広 報】

街頭啓発活動（12/20、12/21、1/17、1/19、1/29、2/21）
 ラジオ出演（12/6、1/23）
 犯罪被害者週間イベント
 「犯罪被害者の権利を考える集い」精華町（12/9）
 市緑堂 2017（12/17）
 公開講座 福知山市（1/29）
 第 18 回犯罪被害者支援京都フォーラム（2/3）
 職員研修 八幡市（2/22）

【講師派遣】

左京区犯罪被害者支援連絡協議会（12/1）
 京都家庭裁判所講話（12/5、1/23）
 京都 IT 会計法律専門学校（12/20）
 京都産業大学 被害者政策（12/25）
 精神保健福祉相談員資格取得講習会（12/27）
 全国都道府県臨床心理士会
 被害者支援担当者研修会（1/20）

京都拘置所講話（1/25）
 京都拘置所特別改善指導（2/9、2/16、2/27）
 京都刑務所講話（2/21）

【会 議】

研修部・広報部活動（12/2、1/13）
 運営委員会（12/21、1/19、2/28）
 理事会（1/26）
 交通事故被害者支援研究分科会（2/7）
 京都ストーカー総合対策ネットワーク連絡会議（2/22）
 京都府犯罪被害者サポートチームコーディネーター会議
 （12/15、2/23）
 性犯罪被害者支援研究分科会（2/23）
 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター連携会議
 （2/27）

【その他】

会計指導（12/21、2/13）
 京都府警察被害者等支援アドバイザーとの意見交換会
 （12/4）
 ジャパンギビング 会議（1/15）、研修会（2/9）
 センターへの訪問
 同志社大学（12/8）
 島根被害者サポートセンター（ほくぶ相談室視察）
 （2/8）

◆会員になってください◆

一緒にセンターを支えてくださる会員を募っています。

正 会 員	年会費 5,000 円
賛助会員	個人会員年会費 1 □ 3,000 円
	法人以外の団体年会費 1 □ 3,000 円
	法人会員年会費 1 □ 30,000 円

◆ご寄付をお願いします◆

金額や口数に関係なく随時受け付けています。

振 込 先

振込口座：京都銀行 府庁前支店（普通）3939038
 口座名義：公益社団法人京都犯罪被害者支援センター
 代表理事 大谷 貴（オオヤミノル）

郵便振替口座番号：00980-0-128119

加入者名：公益社団法人京都犯罪被害者支援センター

当センターへの賛助会員の会費・寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。お問合せは事務局までご連絡ください。

編 集 後 記

和らいだ空気を感じ、春の日差しが心地よくなりました。
 春は出会いの多い季節、初対面はとても緊張します。
 これは、被害者、支援者の出会いも同じだと思います。
 私たちは、被害者の方に安心感をもっていただけるよ
 うな出会いとし、必要な支援を続けていくことを心がけ
 たいと思います。

ホームページもご覧ください

<http://kvsc.kyoto.jp/>

発行者 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター
 大谷 貴

事務局 TEL & FAX 075-415-3008

E-mail k7830@kvsc.kyoto.jp

印 刷 為国印刷株式会社

お 願 い：ご住所等、お届け内容に変更のあった方は、お手数ですが事務局までご一報下さいますようお願いいたします。